

日野町事件再審開始決定に対する特別抗告を棄却した最高裁の決定を受けて  
再審請求段階における全面証拠開示の実現と再審開始決定に対する検察官の  
不服申し立てを許さない再審法の改正を求める

2026年3月3日

自由法曹団  
団長 黒岩 哲彦

2026年2月24日、最高裁判所最高裁第二小法廷（岡村和美裁判長）は、いわゆる日野町事件の第二次再審請求において、大津地方裁判所、大阪高等裁判所に続いて再審開始を支持し、検察側の特別抗告を棄却する決定（以下「本決定」という。）をした。

日野町事件第二次再審請求は、2018年7月11日に大津地方裁判所で再審開始決定（以下「原々決定」という。）が出され、これに対して検察官が即時抗告を行ったが、2023年2月27日に大阪高等裁判所第3刑事部が検察官の即時抗告を棄却する決定（以下「原決定」という。）を出し、さらに原決定に対して検察官が特別抗告を行っていた。

本決定は、このような検察官による特別抗告を棄却したものである。

日野町事件は、1984年12月、滋賀県蒲生郡日野町において、阪原弘さん（以下「阪原さん」という。）が、行きつけの酒店店主を殺害して手提げ金庫を強取した強盗殺人犯として、被害者行方不明から3年3か月たった後に、逮捕起訴された事件である。

阪原さんは、捜査段階での暴力には屈しなかったものの、「娘の嫁ぎ先をがたがたにしてやるか」などの脅迫には耐えきれず、虚偽の自白をしてしまった。しかし、裁判では一貫して自らの無実を訴えてきた。

確定一審の大津地方裁判所は、阪原さんの自白について、それによって事実認定ができるほどの信用性は認められないとしながら、状況証拠のみで有罪を認定して無期懲役判決を言い渡した。二審大阪高裁では一転して、状況証拠のみでは有罪認定はできないが、自白の基本的根幹部分は信用できるとして、控訴が棄却された。最高裁判所も上告を棄却したことで、2000年10月、阪原さんの無期懲役判決が確定した。

阪原さんと弁護団は、阪原さんの無実を訴え、2001年に再審を請求したが、即時抗告審中の2011年3月、阪原さんは病気で亡くなり、第一次再審請求は終了した。その後阪原さんの遺志を受け継いだご遺族が、2012年3月、第二次再審を請求していた。

大阪高裁による原決定は、第一次及び第二次再審請求で開示された多くの新証拠に基づいて、あらためて新旧証拠を総合的に判断し、阪原さんを犯人と推認する確定判決を維持することには疑問があるとして、再審開始を認めた原々決定を維持したものであり、高く評価することができた。本決定はこのような原決定を維持して、検察官の特別抗告を棄却したものであるが、以上のような経過からみても、再審請求段階における全面証拠開示の必要性が、一層明らかになったことが言える。

さらに、再審開始を認めた原々決定から今般の特別抗告棄却決定に至るまで、およそ7

年7カ月もの年月が経過していることを看過することはできない。原々決定に対する検察官の即時抗告及び原決定に対する特別抗告がなければ、この間に再審公判が開始され、既に無罪判決が言い渡されていたことは想像に難くない。

わが国の刑事再審制度は、冤罪被害者の人権救済を目的とした制度であるが、あまりにも時機に遅れた救済では、人権救済の意味を持たない。阪原さんのように冤罪を晴らすことなく再審請求途中で亡くなり、あるいは高齢化してゆく冤罪被害者が多数存在することを思えば、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てを許すことなく、直ちに再審公判が開始される制度に改めるべきである。昨年国会に提出されながら審議未了で廃案となった再審法改正議連による法案は、検察官の不服申立てを禁止するとしているが、今年2月12日に採択された法制審答申では、従来どおり許容するとしている。今回の日野町事件をはじめ、袴田事件でも福井事件でも、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを許すことによって、冤罪被害者の貴重な人生を台無しにしてしまった。このような悲劇を二度と繰り返さないためにも、議連法案のとおり、再審開始決定に対する検察官の不服申立て制度は禁止しなければならない。

自由法曹団は、現行再審法の不備を糺し、再審請求段階での全面証拠開示や再審開始決定に対する検察官の不服申立て制度を禁止するなど、再審法を、法制審答申の内容ではなく、議連法案に沿った内容に、早急に改正するよう強く求めるものである。